

新潟市契約公報

第 59 号

令和 3 年 1 2 月 2 1 日発行

発行所

新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1

新潟市役所

目 次

【入札公告】

- 松浜雨水ポンプ場調整池工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

【入札参加資格に関する公告】

- 特定調達契約（建設工事）に係る競争入札参加者の資格に関する公告・・・・・・・・ 1 2

入札公告

下記のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条及び新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号）第3条の規定に基づき公告する。なお、この入札に係る調達は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和3年12月21日

新潟市長 中原 八一

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名
松浜雨水ポンプ場調整池工事
- (2) 工事場所
新潟市北区松浜みなど 地内
- (3) 工事概要
雨水調整池築造 貯留量 $V = 16,500 \text{ m}^3$
基礎杭 $N = 140$ 本
- (4) 工種
土木一式工事
- (5) 完成期限
令和8年3月13日まで
- (6) 予定価格
開札後に公表
- (7) 調査基準価格
開札後に公表

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格条件をすべて満たした特定共同企業体で、かつ、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 特定共同企業体の資格条件
 - ア 構成員数は、4社とする。
 - イ 各構成員は、本件工事に係る入札において、同時に2以上の特定共同企業体の構成員になることができない。
 - ウ すべての構成員の出資比率が10%以上であること。また、代表者となる構成員の出資比率は、当該特定共同企業体の構成員中最大でなければならない。

(2) 特定共同企業体の構成員の資格条件

- ア 土木一式工事について、本市の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ウ 公告日から開札日までの期間中に、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領(以下「指名停止要領」という)の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- オ 次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当しない者であること。
- (ア) 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (イ) 暴力団員(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (ウ) 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。)が暴力団員である者
- (エ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (オ) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用して
- いる者
- (カ) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (キ) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- カ 特定共同企業体の代表構成員は、2(2)のアからオまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。
- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値通知書(本件工事の入札参加資格申請の日時点で有効かつ最新のものとする。以下同じ。)における土木一式の総合評定値が1,350点以上であること。
- (イ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- (ウ) 平成13年4月1日以降に竣工した、請負金額10億円以上の下水道法上の処理場又はポンプ場(都市下水路を含む)の新設・増設の土木工事(工事内容に鉄筋コンクリート造の水槽構造物を含むものに限る。)の元請実績(単体、又は共同企業体の代表者の実績に限る。)を有すること。または、平成13年4月1日以降に竣工した、請負金額10億円以上の下水道類似施設(地域し尿処理施設(コミュニティープラント)、農業集落排水施設等)若しくは上水道施設等(上水道施設、調整池、防火用水槽、プール等)の新設・増設の土木工事(工事内容に鉄筋コンクリート造りの水槽構造物を含むものに限る。)の元請実績(単体、又は共同企業体の代表者の実績に限る。)を有すること。
- (エ) 配置予定技術者として、一級土木施工管理技士等の国家資格(これと同等以上の資格を有すると国土交通省に認定されている者を含む)を有し、かつ、建設業法における土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、監理

技術者講習を修了している者を施工現場に専任で配置できること。

当該配置予定技術者は、平成13年4月1日以降に竣工した、請負金額3億円以上の下水道法上の処理場又はポンプ場（都市下水路を含む）の新設・増設の土木工事（工事内容に鉄筋コンクリート造の水槽構造物を含むものに限る。）の元請実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が総出資額の10分の3以上のものに限る。）を有すること。または、平成13年4月1日以降に竣工した、請負金額3億円以上の下水道類似施設（地域し尿処理施設（コミュニティープラント）、農業集落排水施設等）若しくは上水道施設等（上水道施設、調整池、防火用水槽、プール等）の新設・増設の土木工事（工事内容に鉄筋コンクリート造りの水槽構造物を含むものに限る。）の元請実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が総出資額の10分の3以上のものに限る。）を有すること。なお、配置予定技術者の実績としては、施工した期間の7割以上の期間を、監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事したという証明がある場合に限り認める。

キ 特定共同企業体の第2位構成員は、2（2）のアからオまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。

（ア）経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が1,100点以上であること。

（イ）土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

（ウ）平成18年4月1日以降に竣工した、請負金額1億円以上の下水道土木一式工事の元請実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。）を有すること。

（エ）配置予定技術者として、一級土木施工管理技士等の国家資格（これと同等以上の資格を有すると国土交通省に認定されている者を含む）を有し、かつ、建設業法における土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している者を施工現場に専任で配置できること。

当該配置予定技術者は、平成18年4月1日以降に竣工した、請負金額5千万円以上の下水道土木一式工事の元請実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が総出資額の10分の2以上のものに限る。）を有すること。なお、配置予定技術者の実績としては、施工した期間の全ての期間を監理技術者又は主任技術者として従事したという証明がある場合に限り認める。

ク 特定共同企業体の第3位構成員は、2（2）のアからオまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。

（ア）経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が980点以上であること。

（イ）土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

（ウ）配置予定技術者として、一級土木施工管理技士等の国家資格（これと同等以上の資格を有すると国土交通省に認定されている者を含む）を有し、かつ、建設業法における土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している者を施工現場に専任で配置できること。

ケ 特定共同企業体の第4位構成員は、2（2）のアからオまでに掲げるもののほか、次の資格条件を満たしている者であること。

（ア）経審の総合評定値通知書における土木一式の総合評定値が800点以上で

あること。

(イ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

(ウ) 配置予定技術者として、一級土木施工管理技士等の国家資格（これと同等以上の資格を有すると国土交通省に認定されている者を含む）を有し、かつ、建設業法における土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している者を施工現場に専任で配置できること。

コ 2（2）のカ（エ）、キ（エ）、ク（ウ）及びケ（ウ）に掲げる者は、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月を経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本件工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日時点で本件工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

3 入札参加の手続

本件工事の入札に参加しようとする者（2（2）アに定める登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続きを行う者を含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書による

(2) 提出部課及び契約条項等に関する問い合わせ先

郵便番号 951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課（市役所本館2階）

TEL 025-226-2217（直通）

FAX 025-225-3500

メール keiyaku@city.niigata.lg.jp

(3) 提出期限

令和3年12月21日から令和4年1月11日

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日まで（以下「休日等」という。）を除く、午前8時30分から午後5時まで

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者又はその構成員が、次のいずれかに該当するときは、本件工事に係る入札に参加することができない。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付方法

新潟市役所ホームページ「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」からダウンロード可能。また、本件工事に係る入札説明書は、令和3年12月21日から令和4年1月11日まで（休日等を除く、午前8時30分から午後5時ま

で)の間3(2)に掲げる部課において無償で交付する。なお、交付部数は、各者各1部とする。

(2) 設計図書の入手方法等

入札説明書に定める方法により入手すること。

6 入札及び開札

(1) 入札期間及び開札予定日時

ア 入札期間

令和4年2月3日から令和4年2月9日 午後5時まで

イ 開札予定日時

令和4年2月14日 午前10時

(2) 入札参加者は、次のいずれかの方法により入札書を提出すること。

ア 電子入札システムによる入札書の提出

(ア) 6(1)アに定める期間に、特定共同企業体の代表構成員が単体として利用者登録したICカードを用いて、電子入札システムにより入札書を提出すること。

(イ) 入札にあたっては、工事費内訳書を電子ファイル化し、電子入札システムを通じて入札書提出の際に添付すること。なお、工事費内訳書の合計金額は、入札金額と一致させること。

イ 持参による入札書の提出

(ア) 入札書を封筒に入れ封かんし、封筒の表面に入札件名、入札参加者名を記載するとともに「入札書在中」と記載し、6(1)アに定める期間に3(2)の部課へ提出すること。

(イ) 入札書の提出にあたっては、次の書類を一緒に提出すること。

- ・工事費内訳書：合計金額は入札金額と一致させること。
- ・紙入札方式参加承諾願：電子入札システムを利用できない理由欄には「政府調達協定対象案件」と記載すること。
- ・くじ入力番号用紙：工事名、任意の3桁の数字、特定共同企業体の名称、代表者氏名を記載し、代表者印を押印すること。(様式は任意)

ウ 郵送による入札書の提出

(ア) 二重封筒とし、入札書は内封筒に入れ、外封筒の表書きとして「令和4年2月14日開札 下管第25号 松浜雨水ポンプ場調整池工事 入札書在中」と記載し、入札書及び次の(イ)に記載した書類を同封すること。また、裏側又は表側の左下部に入札参加者名を記載し、6(1)アに定める期間に到着するよう3(2)の部課へ郵送(書留郵便に限る。)すること。

(イ) 入札書の提出にあたっては、次の書類を一緒に提出すること。

- ・工事費内訳書：合計金額は入札金額と一致させること。
- ・紙入札方式参加承諾願：電子入札システムを利用できない理由欄には「政府調達協定対象案件」と記載すること。
- ・くじ入力番号用紙：工事名、任意の3桁の数字、特定共同企業体の名称、代表者氏名を記載し、代表者印を押印すること。(様式は任意)

エ 加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

オ 工事費内訳書の作成に関する注意事項については、入札説明書による。

カ 入札書等の作成方法については、入札説明書による。

- (3) 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札候補者を決定する入札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税法に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 初度の入札において落札候補者がいないときは、入札の条件を変更しないで、1回を限度とし、再度の入札を行う。

7 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札、又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他必要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理者がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (7) 入札書等を提出する場合に、6（2）に定める方法をとらない入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 7の（4）又は（5）に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。
- (10) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札

8 落札候補者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、1（6）に定める予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）で、工事費内訳書等の審査（以下「内訳書審査」という。）において不備のない者を落札候補者とする。
- (2) 開札の結果、最低価格入札者が2者以上あるときは、電子くじ（入札者が入力したくじ入力番号の合計、入札時刻等の任意の数値を用いた演算式等により決定する方式をいう。次項において同じ）を実施し、その上で、内訳書審査において不備のない者を落札候補者と決定する。この場合において、6（2）イ及びウの方法により入札した者については、入札執行者が入札額及びくじ入力番号を電子入札システムに入力して行う。
- (3) 最低価格入札者の入札価格が、低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、新潟市低入札価格調査実施要領（以下「低入札調査要領」という。）第6条に定める調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う。
- (4) 8（3）の調査において、調査基準価格は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額（円未満切

り捨て)とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.3を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.3を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分9.7を乗じて得た額(円未満切り捨て)

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切り捨て)

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切り捨て)

エ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額(円未満切り捨て)

- (5) 8(3)の調査において、最低価格入札者の入札価格が、次に定める失格基準を下回る場合は、その入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとみなし、失格とする。

失格基準となる価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、別紙に定めるランダム係数を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た額(円未満切り捨て)とする。

ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切り捨て)

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額(円未満切り捨て)

ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額(円未満切り捨て)

エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額(円未満切り捨て)

- (6) 8(1)又は(2)で最低価格入札者と決定した者が内訳書審査において失格となった場合においては、予定価格の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格(以下「次順位価格」という。)が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を最低価格入札者と決定し、次順位価格者が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該入札者につき低入札価格調査を行う。この規定は、落札候補者が決定するまで順次行うものとする。

- (7) 8(3)の調査の場合、令和4年2月17日午後3時までに、3(2)に掲げる部課へ、低入札調査要領第6条第4項に掲げる資料を提出しなければならない。

- (8) 8(3)の調査の結果、落札候補者とならない場合においては、次順位価格者が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を最低価格入札者と決定し、次順位価格者が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該入札者につき低入札価格調査を行う。この規定は、落札候補者が決定するまで順次行うものとする。

- (9) 8(3)の調査にあたっては、最低価格入札者は調査のために必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、落札候補者とならないものとする。

- (10) 8(1)又は(2)の結果については、原則として、開札の翌日から5営業日以内に対象者へ通知する。

- (11) 落札候補者を決定した場合において、落札候補者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札候補者を決定したこと、落札候補者の氏名及び住所、金額並びに当該請求者が落札候補者とされなかった理由(当該請求を行った入札書の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由)について、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金
要求する。

10 請負賠償責任保険
要加入

11 支払条件

令和3年度	前払金・部分払	有り
令和4年度	前払金・部分払	有り
令和5年度	前払金・部分払	有り
令和6年度	前払金・部分払	有り
令和7年度	前払金	有り

12 議会の議決要件
無

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否
要する。

(3) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無

(4) 本件工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する。

(5) 当該調達に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(6) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加

2 (2) アに掲げる競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには、当該参加資格を有する旨の決定を受け、かつ、一般競争入札参加資格の認定を受けなければならない。

(7) 詳細は、入札説明書による。

14 英文による概要

14 Summary

(1) Description of work

Construction of a retention basin at the Matsuhama rainwater pump station 1 set

(2) Contract Period

From the date of contract to March 13, 2026

(3) Period for the submission of general competitive bidding application forms

From Tuesday, December 21, 2021 to 5:00 p.m. Tuesday, January 11, 2022

(4) Date and time for submission and opening of tenders

10:00 a.m. Monday, February 14, 2022

(5) Contact, inquiries and the location where the terms and conditions of the contract are displayed

Purchasing Division, Financial Department, Niigata City

1-602-1 Gakkocho-dori, Chuo Ward, Niigata City

951-8550 JAPAN

Phone: 025-226-2217 (From outside Japan +81-25-226-2217)

Fax: 025-225-3500 (From outside Japan +81-25-225-3500)

(6) Notes

All contract procedures will be conducted using the Japanese language and Japanese yen

別紙（ランダム係数）

低入札価格調査における８（５）の失格基準となる価格の算出に用いるランダム係数は、全入札参加者の次に掲げるア、イ、ウの数値を用いて計算する。

- ア 入札書に記載された金額
- イ くじ入力番号
- ウ 入札書受信日時をエポック秒（１９７０年１月１日午前０時０分０秒(世界標準時)からの秒数）で表した数値の下３桁の数値

ランダム係数の算出は、下記１から順に行い、落札候補者が決定するまで行うものとする

- １ ア・イ・ウの合計を５１で除した余りを用いて、次の「ランダム係数対応表」から決定する。
- ２ ア・イの合計を５１で除した余りを用いて、次の「ランダム係数対応表」から決定する。
- ３ ア・ウの合計を５１で除した余りを用いて、次の「ランダム係数対応表」から決定する。
- ４ イ・ウの合計を５１で除した余りを用いて、次の「ランダム係数対応表」から決定する。
- ５ ランダム係数を１．００００とする。

「ランダム係数対応表」

余り	係数	余り	係数	余り	係数	余り	係数	余り	係数
0	1.0000	10	1.0010	20	1.0020	30	1.0030	40	1.0040
1	1.0001	11	1.0011	21	1.0021	31	1.0031	41	1.0041
2	1.0002	12	1.0012	22	1.0022	32	1.0032	42	1.0042
3	1.0003	13	1.0013	23	1.0023	33	1.0033	43	1.0043
4	1.0004	14	1.0014	24	1.0024	34	1.0034	44	1.0044
5	1.0005	15	1.0015	25	1.0025	35	1.0035	45	1.0045
6	1.0006	16	1.0016	26	1.0026	36	1.0036	46	1.0046
7	1.0007	17	1.0017	27	1.0027	37	1.0037	47	1.0047
8	1.0008	18	1.0018	28	1.0028	38	1.0038	48	1.0048
9	1.0009	19	1.0019	29	1.0029	39	1.0039	49	1.0049
								50	1.0050

新潟市契約公告第118号

特定調達契約（建設工事）に係る競争入札参加者の資格に関する公告

新潟市が発注する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される契約（「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者の令和3年度における建設工事の資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

令和3年12月21日

新潟市長 中原 八一

- 1 申請できる資格の区分
建設工事
- 2 申請できる工種
土木一式（特定調達契約に係る入札に参加しようとする場合は5工種を超えて登録できる。）
- 3 入札参加資格審査の申請を必要とする場合
次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公告に基づく申請を必要とする。
 - (1) 令和3・4年度新潟市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」）に登録がないが、入札に参加しようとする場合
 - (2) 名簿に登録のある者が、既に登録のある工種以外の工種について入札に参加しようとする場合
- 4 入札に参加することができる者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しない者
 - (2) 新潟市税を滞納していない者
 - (3) 法人税若しくは所得税を滞納していない者
 - (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - (5) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）へ加入している者、または加入義務がない者
 - (6) 登録を希望する工種に対応する建設業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受け1年以上営業しており、かつ同法第27条の23第1項に定める経営事項審査（入札参加資格審査の申請日時点で有効かつ最新のものに限る。以下「経審」という。）を受けており、同経審において経営規模等評価結果及び総合評定値を通知されていること。
 - (7) 次のア～キのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員である者
 - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

- カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

5 資格審査の提出書類

入札に参加しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 新規申請の場合

- ア 提出書類点検票及び受付票
- イ 入札参加資格審査申請書（電子申請時に出力）
- ウ 電子申請受付完了画面（電子申請時に出力）
- エ 委任状（委任する場合のみ）
- オ 建設業許可申請書別紙2「営業所一覧表」の写し
- カ 建設業許可通知書の写し（大臣許可又は県知事許可）
- キ 使用印鑑届
- ク 技術職員名簿
- ケ 暴力団等の排除に関する誓約書
- コ 国税の納税証明書
- サ 新潟市税の納税証明書（新潟市に納税義務がある場合のみ）
- シ 経営規模等評価結果通知書総合評定通知書の写し
- ス 返信用封筒

(2) 登録工種の追加・変更の場合

上記イ、ウ及び申請工種に係るカ、ク、シ

6 申請において使用する言語等

- (1) 申請書及び提出書類の記載は、日本語で行うこと。なお、提出書類のうち外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 申請書及び提出書類に用いる金額は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

7 申請書類の入手方法

新潟市ホームページから取得することができる。
また、新潟市財務部契約課で交付する。

8 申請の時期

令和3年12月21日から令和4年1月11日

9 申請方法

提出書類は、新潟市ホームページからインターネットによる電子申請を実施後、下記13の場所に持参又は郵送すること。

10 資格審査結果の通知

資格審査結果は、審査終了後に通知を行う。

11 資格の有効期間

資格開始の日から令和5年3月31日まで
ただし、特定調達契約に係る入札・契約手続きに限る

12 その他

申請書の記入方法及び提出書類の詳細は、特定調達契約に係る令和3・4年度新潟市建設工事入札参加資格審査申請書提出要領（以下「要領」）による。
要領は新潟市ホームページより取得することができる。

- 13 申請書の提出先及び照会先
郵便番号951-8550
新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市財務部契約課工事契約係
電話 025-226-2217